



平成 18 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 日 伝
代 表 者 名 取締役社長 西 木 利 彦
(J A S D A Q ・ コード 9 9 0 2)
問 合 せ 先 常務取締役
総務本部長 西 木 利 博
電 話 番 号 (06)6746-5700

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成 18 年 1 月 27 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 430,000 株
- (2) 処 分 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 2 月 6 日(月)から平成 18 年 2 月 10 日(金)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、野村證券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、コスモ証券株式会社及び新光証券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (5) 払 込 期 日 平成 18 年 2 月 17 日(金)
- (6) 受 渡 期 日 平成 18 年 2 月 20 日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 処分価額、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 本売出しについては、平成 18 年 1 月 27 日に証券取引法による有価証券通知書を提出する。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（当社株主による売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 370,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 秋友 忠夫 100,000 株
福家 久夫 100,000 株
寒川 祥敬 100,000 株
奥谷 準一 70,000 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し (3) 処分方法に記載の売出価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し (3) 処分方法に記載の売出方法と同一とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（1. 自己株式の処分にかかる株式売出し (2) 処分価額に記載の処分価額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し (4) 申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し (6) 受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 本売出しについては、平成 18 年 1 月 27 日に証券取引法による有価証券通知書を提出する。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 100,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は、1. 自己株式の処分にかかる株式売出し (3) 処分方法及び 2. 株式売出し（当社株主による売出し） (3) 売出価格に記載の売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し及び 2. 株式売出し（当社株主による売出し）（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）の需要状況を勘案し、野村證券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し (4) 申込期間及び 2. 株式売出し（当社株主による売出し） (5) 申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 1. 自己株式の処分にかかる株式売出し (6) 受渡期日及び 2. 株式売出し（当社株主による売出し） (6) 受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 本売出しについては、平成18年1月27日に証券取引法による有価証券通知書を提出する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは設備資金に充当するため(「4. 自己株式の処分による手取金の使途」をご参照ください。)並びに当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し」及び上記「2. 株式売出し(当社株主による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、100,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成18年2月20日(月)から引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)に終了する期間を行使期間(以下「グリーンシュエーションの行使期間」という。)として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日からグリーンシュエーションの行使期間の最終日の3営業日前までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所及び株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数（平成 17 年 12 月 31 日現在）	432,636 株
処分株式数	430,000 株
処分後の自己株式数	2,636 株

4. 自己株式の処分による手取金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の自己株式の処分にかかる株式売出しの手取概算額 1,636,600 千円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

平成 18 年 1 月 27 日現在計画しております設備投資につきましては、以下の通りとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
本社 (大阪府東大阪市)	新基幹系システム の構築	1,500		自己資金及び 自己株式処分資金	平成 17 年 4 月	平成 19 年 12 月	業務の合理化
小山営業所 (栃木県小山市)	建物新築	62	40	自己資金	平成 17 年 9 月	平成 18 年 3 月	業務の合理化
九州支店 (福岡市博多区)	建物新築	220		自己株式処分資金	平成 18 年 3 月	平成 18 年 12 月	業務の合理化
新本社 (大阪市中央区)	土地 建物新築	300		自己株式処分資金 自己資金及び 自己株式処分資金	平成 18 年 5 月	平成 19 年 12 月	業務の合理化
		1,200			平成 18 年 10 月		
合計		3,282	40				

(注) 1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.上記の設備投資には、平成 16 年 11 月 25 日払込の自己株式処分及び同年 12 月 21 日払込の第三者割当による自己株式処分における調達資金 957,435 千円(全額を本社における新基幹系システムの構築に充当)及び今回の自己株式処分における調達資金を充当いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。